

豊明市障がい福祉計画 ＜骨子案＞

平成 29 年 10 月

豊 明 市

目次

第1章 計画の基本事項	1
(1) 近年の障がい者を取り巻く制度の動向	1
(2) 計画策定の趣旨	1
(3) 計画の位置付け	1
(4) 計画の期間	2
(5) 他計画との関連	2
第2章 豊明市の障がい者を取り巻く状況	3
(1) 人口の推移	3
(2) 手帳所持者数の状況	4
(3) 特定疾患医療受給者（難病患者）	6
(4) 障がいのある児童生徒の状況	7
(5) 自立支援医療の状況	8
(6) 障害支援区分の状況	9
(7) 障がい福祉サービス利用の状況	10
(8) 児童福祉サービスの状況	14
(9) 障がい福祉計画の目標の達成状況	15
(10) アンケートからみる現状と課題	16
(11) 団体・事業所ヒアリングからみる現状と課題	16
第3章 計画の基本事項	17
(1) 基本理念（案）	17
(2) 基本目標（案）	18
(3) 障害者計画の施策体系（案）	18
第4章 障害者基本計画	19
基本目標1	19
基本目標2	19
基本目標3	19
基本目標4	19
基本目標5	19
基本目標6	19

第5章 障害福祉計画	20
(1) サービス提供体制の整備に向けての基本的な方針	20
(3) 障害福祉サービス等の見込量	20
(4) 地域生活支援事業の見込量	20
第6章 障害児福祉計画	21
(1) サービス提供体制の整備に向けての基本的な方針	21
(2) 児童福祉サービス等の見込量	21
第7章 数値目標	22
(1) 数値目標	22
第8章 計画の推進体制	24
(1) 計画の推進体制	24
(2) 計画の進捗管理の手法	24
資料編	24
(1) 策定の経過	24
(2) 検討組織（名簿・要綱など）	24

第 1 章 計画の基本事項

(1) 近年の障がい者を取り巻く制度の動向

障がい者に関する政策の動向、法整備の動きなどについて掲載予定。

(2) 計画策定の趣旨

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる「共生社会」の実現に向けて、本市における障がい者福祉施策の総合的な推進を図ることを目的に策定します。

また、計画策定にあたっては、アンケート、ヒアリング、パブリックコメントなどを通じ、障がいのある人やその家族・支援者、市民の声の把握に努めます。

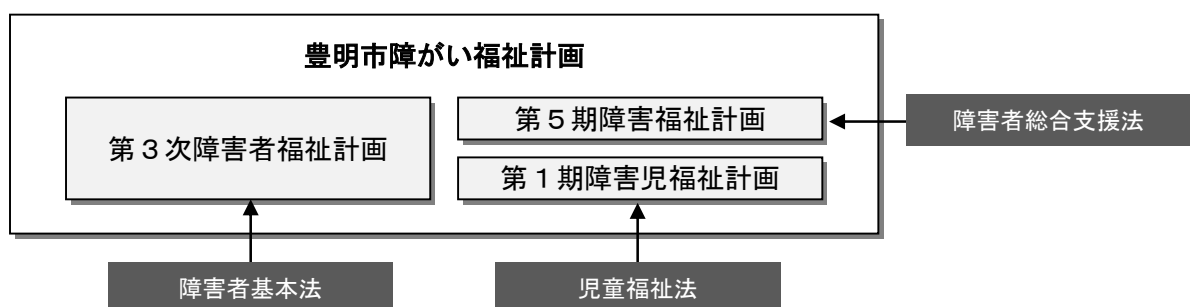
(3) 計画の位置付け

本計画は、「第3次豊明市障害者福祉計画」と、「第5期豊明市障害福祉計画」及び「第1期豊明市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、本市における障がい福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたものです。

また、本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示したものです。

■計画の構成イメージ



(4) 計画の期間

本市における障がい福祉施策の基本的な考え方や方針を示す「第3次豊明市障がい者福祉計画」の計画期間は平成30(2018)年度から平成35(2024)年度までの6年間とします。

「第5期豊明市障がい福祉計画」及び「第1期豊明市障がい児福祉計画」の計画期間は平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。

なお、「第3次豊明市障がい者福祉計画」該当部分については、平成32(2020)年度に「障がい福祉計画」の見直しと合わせて改定します。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
第3次豊明市障がい者福祉計画				■	■	■	■	■	■	
第5期豊明市障がい福祉計画				■	■	■	■	■	■	
第1期豊明市障がい児福祉計画				■	■	■	■	■	■	

(5) 他計画との関連

本計画は、市の上位計画・関連計画との整合を図り、策定します。

さらに、本計画の策定にあたっては、国、県等の計画との整合を図るとともに、障がい福祉計画と障がい児福祉計画に係る部分に関しては厚生労働省が示す基本指針に基づき策定します。

■豊明市の上位計画・関連計画

- 第5次豊明市総合計画（平成28年度～平成37年度）
- 豊明市地域福祉計画（平成22年度～平成31年度）
- 豊明市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
- 豊明市介護保険事業計画（平成27年度～平成31年度）

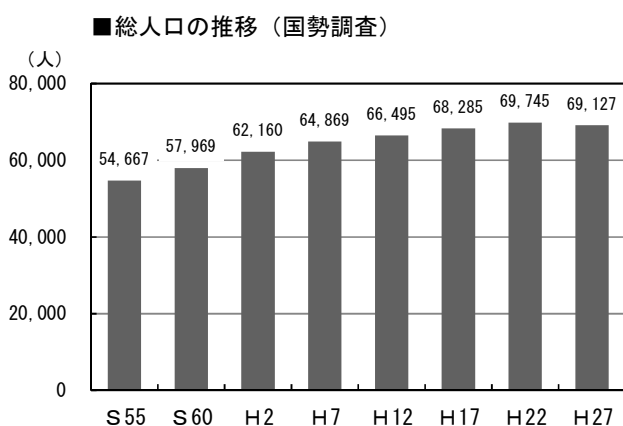
第2章 豊明市の障がい者を取り巻く状況

(1) 人口の推移

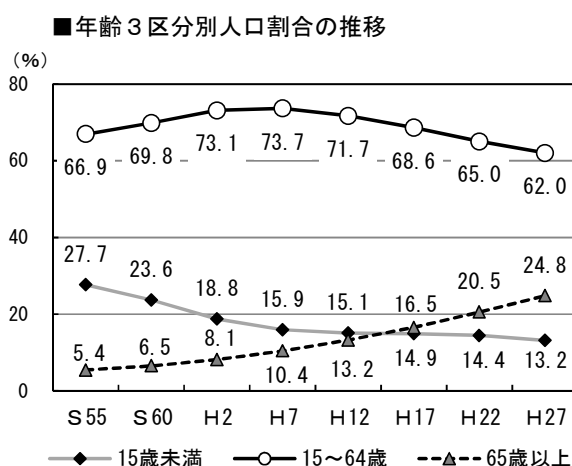
国勢調査によると、本市の総人口は順調に増加してきましたが、平成22年の69,745人をピークに減少傾向にあります。年齢3区分別人口割合の推移をみると、平成17年以降、15歳未満人口の割合を65歳以上の割合が上回っており、少子高齢化が進行していることがわかります。

また、住民基本台帳の人口をみると、平成25年までは人口の微減傾向が続きましたが、以降、再び微増傾向にあります。

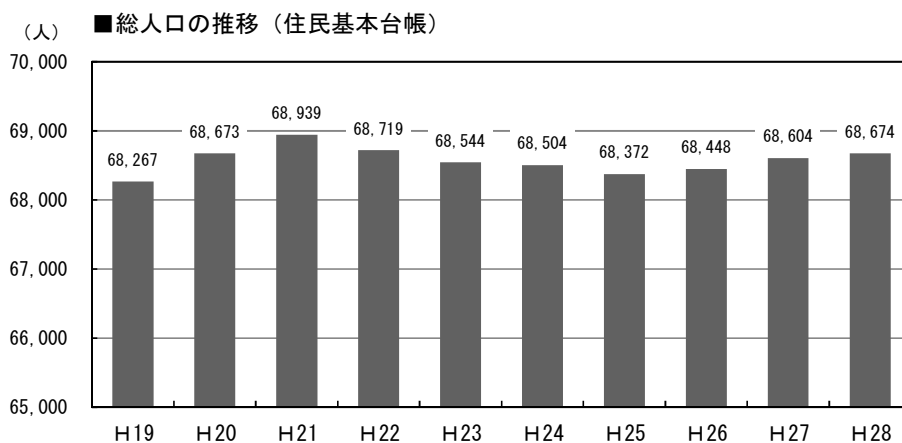
平成27年度に豊明市が策定した「豊明市人口ビジョン」によれば、現状のまま推移した場合、2020年以降は市の人口が減少することが見込まれています。しかし、駅前マンション分譲、計画予定の区画整理事業、既存住宅活用等の施策を積極的に進めることで、人口を維持するとともに減少をくい止めることとしています。



資料：国勢調査（年齢「不詳」を含む。）



資料：国勢調査（割合は、分母から不詳を除いて算出している。）



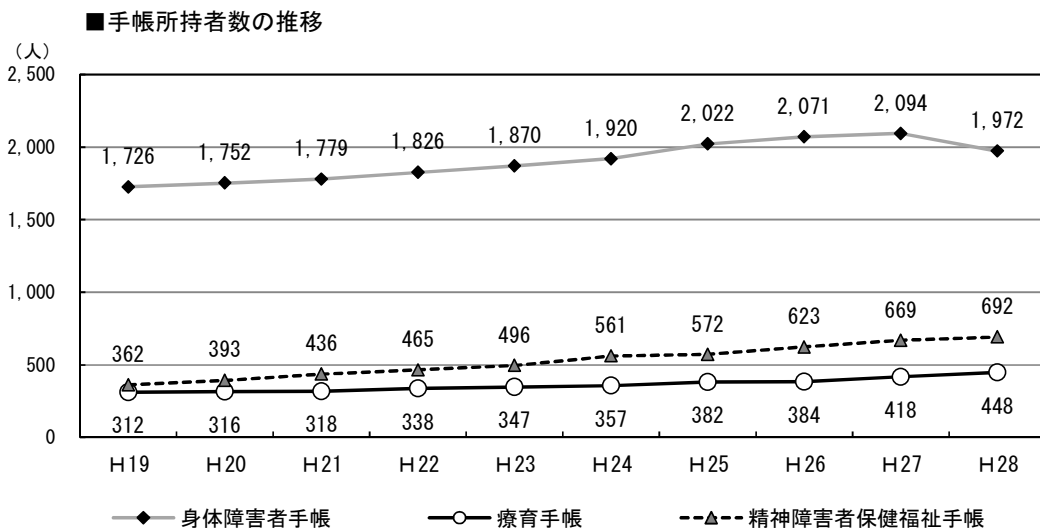
資料：とよあけの統計※各年3月末現在。平成27、28年のみ4月1日時点。

(2) 手帳所持者数の状況

①手帳別の所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成 27 年までは増加していましたが、平成 28 年に減少しました。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数はともに増加傾向にあります。平成 19 年から平成 28 年までの 10 年間で、身体障害者手帳所持者数は 1.14 倍、療育手帳所持者数は 1.44 倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1.91 倍に増加しています。総人口の増加率は、同期間で 1.01 倍であるため、手帳所持者の方が、より増加率が高いことがわかります。

総人口に占める手帳所持者の割合は、平成 28 年で身体障害者手帳所持者 2.9%、療育手帳所持者 0.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者 1.0%となっており、10 年間でいずれもその割合が増加しています。



資料：とよあけの統計

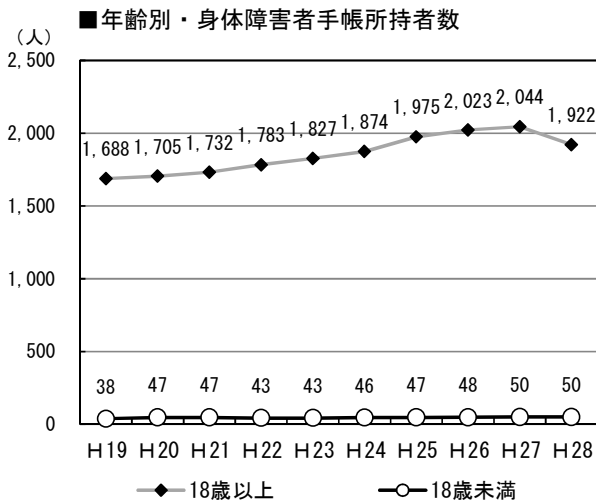
■総人口に占める各手帳所持者数の割合（単位：％）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
身体障害者手帳	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	3.0	3.0	3.1	2.9
療育手帳	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7
精神障害者保健福祉手帳	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0

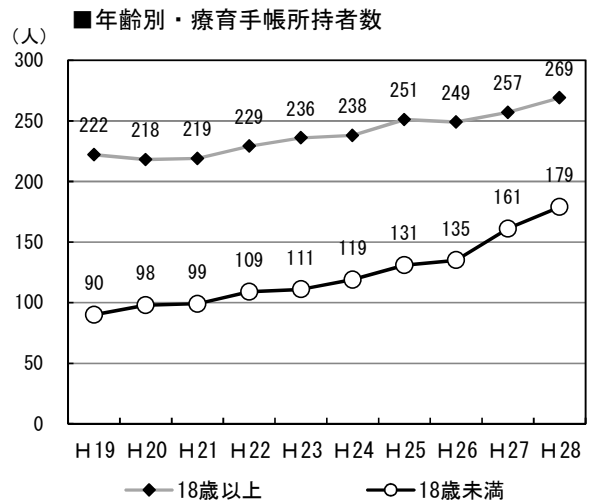
②年齢別の手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数と療育手帳所持者数を 18 歳以上と 18 歳未満の年齢に区分してみると、身体障害者手帳所持者数はそのほとんどが 18 歳以上となっており、18 歳未満の人はこの 10 年間 40～50 人前後と、身体障害者手帳所持者全体の 2～3%の割合となっています。

療育手帳においては 18 歳未満の人が増加しています。療育手帳所持者に占める 18 歳未満の人の割合は、平成 19 年では 28.8%でしたが、平成 28 年では 40.0%となっています。



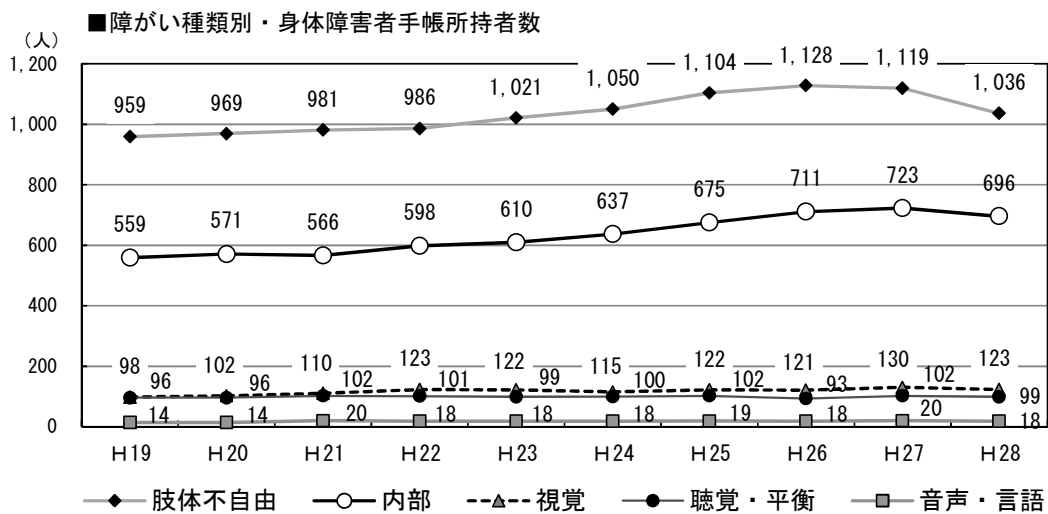
資料：とよあけの統計



資料：とよあけの統計

③身体障害者手帳所持者の種別

身体障害者手帳所持者を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」「内部」が多くなっており、ともに平成 26 年、27 年まで増加傾向にありましたが、近年は減少に転じています。その他の障がいについては 10 年間で大きな変動はありません。



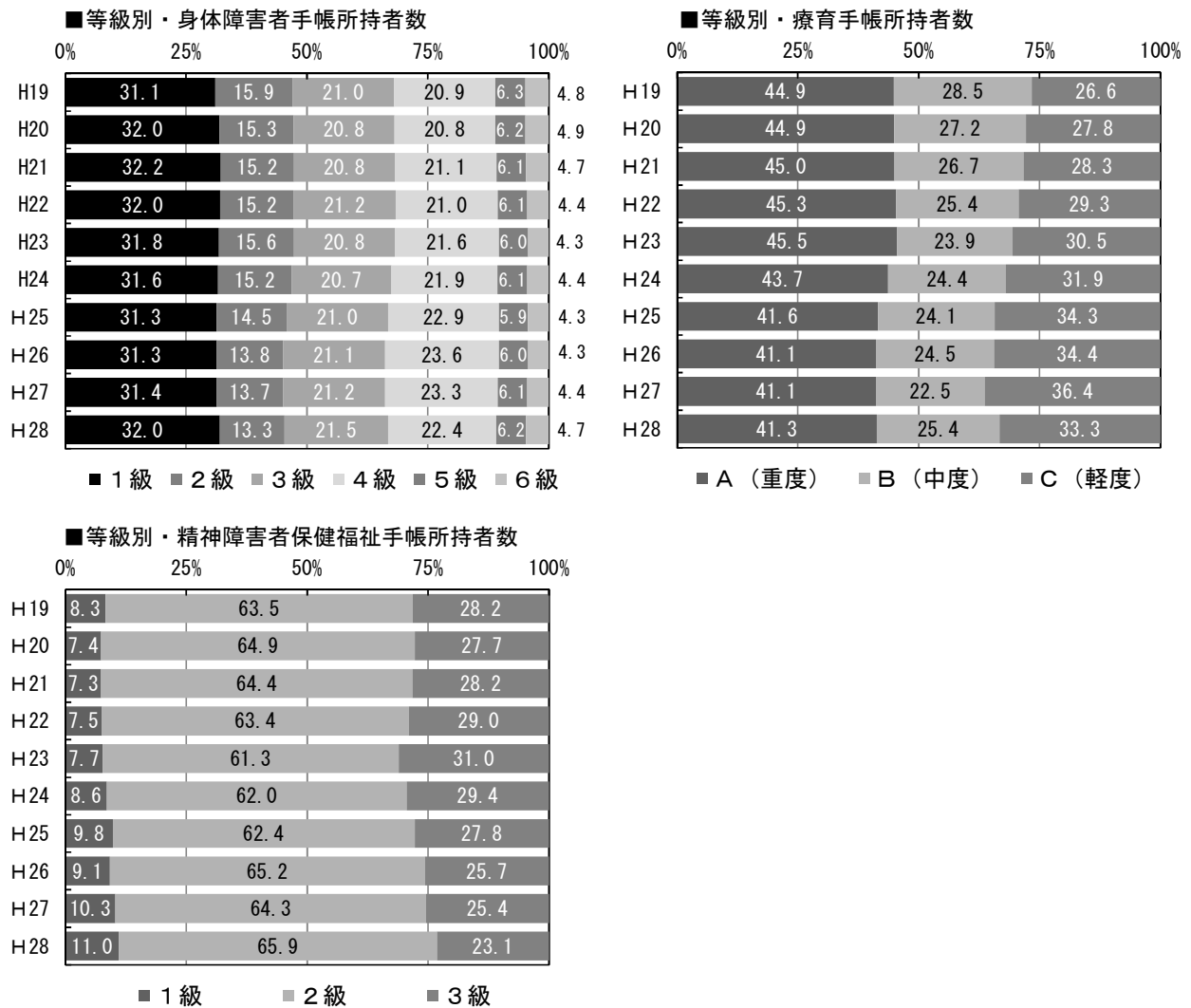
資料：とよあけの統計

■身体障害者手帳所持者数の障がい種類別の割合（単位：％）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
肢体不自由	55.6	55.3	55.1	54.0	54.6	54.7	54.6	54.5	53.4	52.5
内部	32.4	32.6	31.8	32.7	32.6	33.2	33.4	34.3	34.5	35.3
視覚	5.7	5.8	6.2	6.7	6.5	6.0	6.0	5.8	6.2	6.2
聴覚・平衡	5.6	5.5	5.7	5.5	5.3	5.2	5.0	4.5	4.9	5.0
音声・言語	0.8	0.8	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9

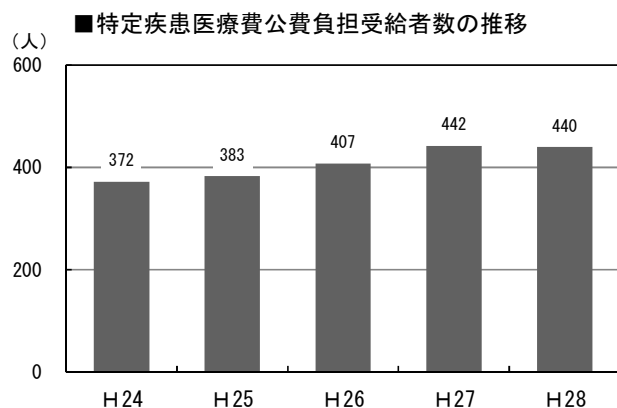
④等級別の手帳所持者の状況

各手帳所持者の等級別の推移をみると、療育手帳ではやや「C（軽度）」の割合が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、重度である「1級」の割合が微増していますが、「2級」「3級」が大部分を占めています。



(3) 特定疾患医療受給者（難病患者）

特定疾患医療費の受給者数は継続して増加傾向にあります。医療費助成の指定難病の種類は段階的に増加しており、平成29年8月現在では358疾病が指定されています。



資料：瀬戸保健所

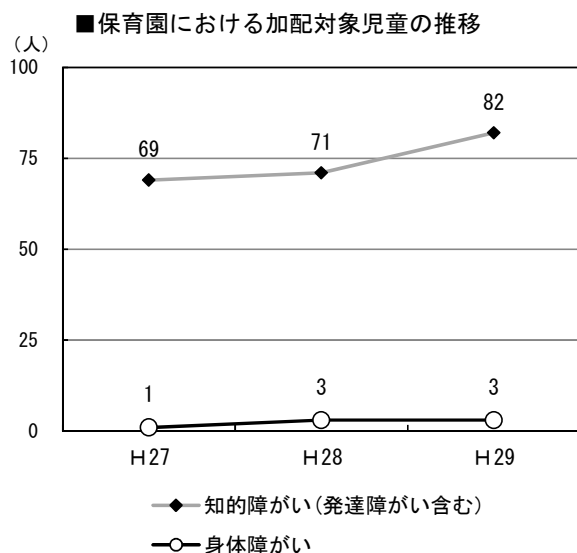
(4) 障がいのある児童生徒の状況

① なかよし教室、どんぐり学園の状況

どんぐり学園などの利用児童数の推移等について掲載予定。

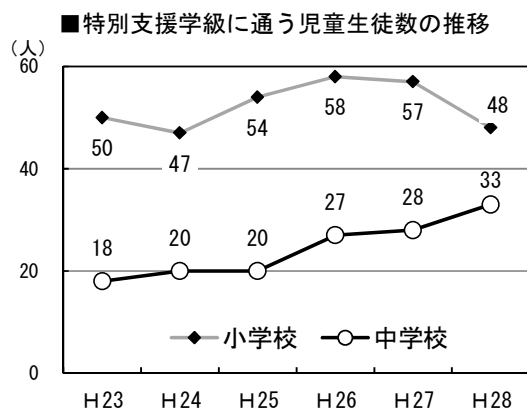
② 保育園の状況

保育園における加配対象児童の推移をみると、知的障がいのある児童（未受診者を含む）は増加傾向にあります。

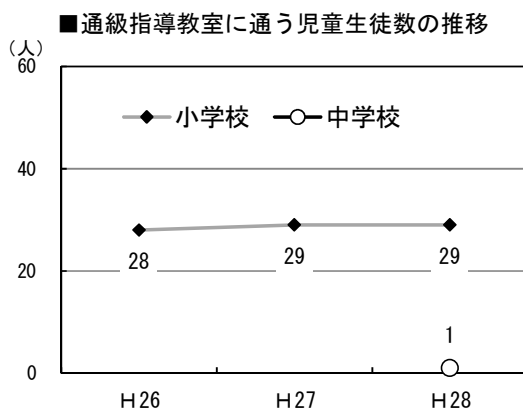


③ 特別支援学級・通級教室の児童生徒の状況

特別支援学級に通う児童生徒数は、小学校では増減を繰り返しつつ、50人前後で推移していますが、中学校では増加傾向にあります。



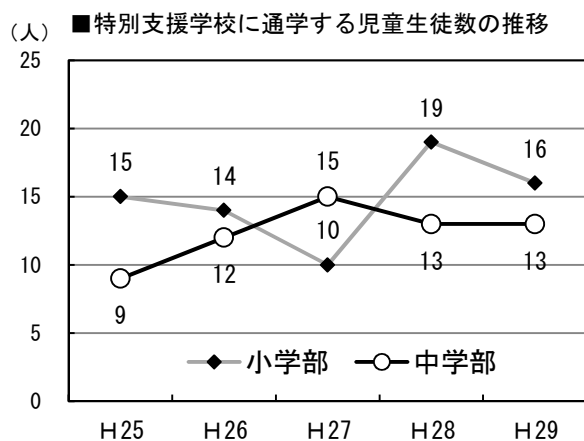
資料：豊明市の教育（各年5月1日）



資料：豊明市の教育（各年5月1日）

④特別支援学校の児童生徒の状況

市外の特別支援学校に通学している児童生徒数は、増減を繰り返しながら、全体としては増加傾向にあります。



■特別支援学校の高等部の生徒数

学年	人数
高校1年生	8人
高校2年生	8人
高校3年生	7人
合計	23人

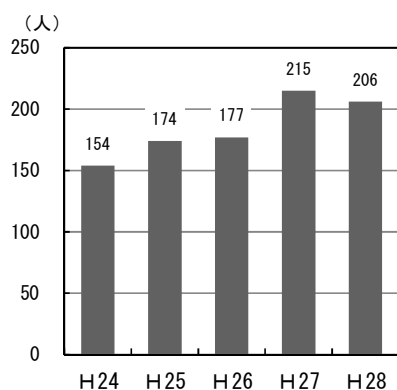
平成29年10月1日現在

資料：学校支援室

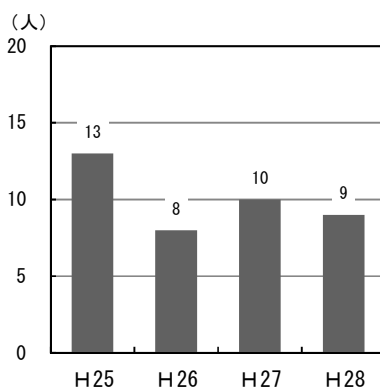
(5) 自立支援医療の状況

更生医療、精神通院医療の受給者数は増加傾向にあり、特に精神通院医療の受給者数で増加率が高くなっています。

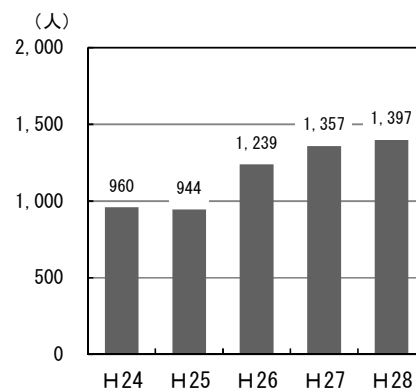
■更生医療受給者数の推移



■育成医療受給者数の推移



■精神通院医療受給者数の推移



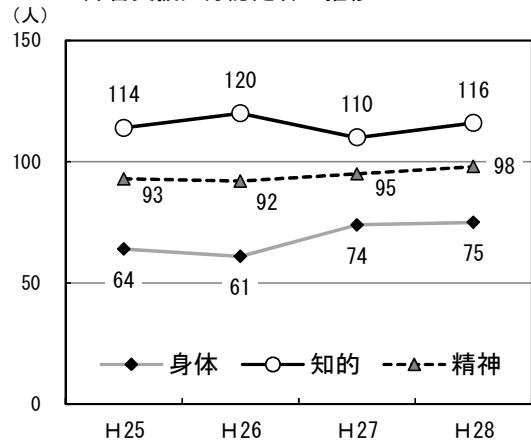
(6) 障害支援区分の状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す尺度です。

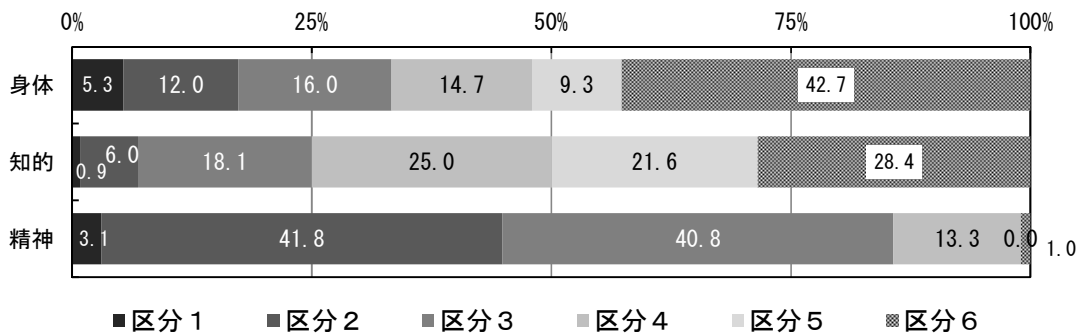
本市の障害支援区分の認定者は知的障がい者で最も多く、次いで精神障がい者、身体障がい者が続いています。

3障がい別に障害支援区分の区分1～区分6までの割合をみると、身体障がい者、知的障がい者では支援の度合いが高い区分5、6の割合が高くなっており、精神障がい者では区分3までの割合が多くなっています。

■障害支援区分認定者の推移



■障害支援区分認定者の区分の割合 (平成29年4月現在)



(7) 障がい福祉サービス利用の状況

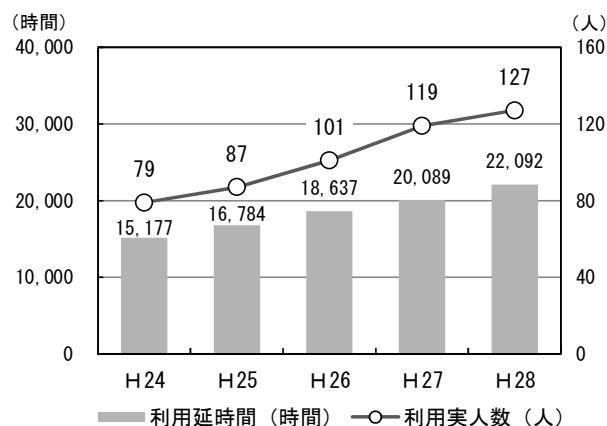
本市における障がい福祉サービスの利用状況は、次のようになっています。(事業所数は平成29年8月時点のものです。)

①居宅介護（ホームヘルプ）

「居宅介護（ホームヘルプ）」は自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。利用者数は、近年増加傾向にあります。

平成28年度の実績では、1人あたりの平均利用時間は174時間/月となっています。

市内事業所数…5事業所

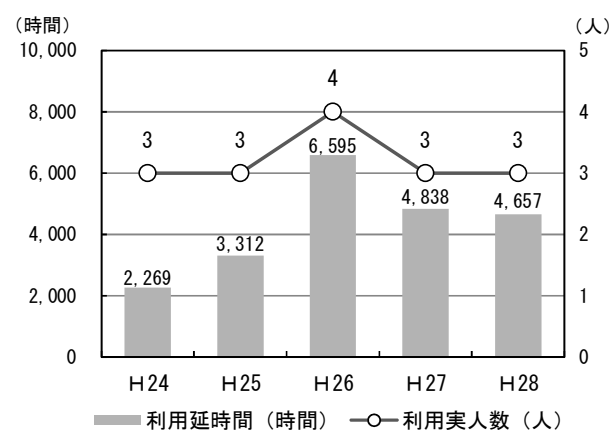


②重度訪問介護

「重度訪問介護」は重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に長時間の介護や外出の支援など総合的に行うサービスです。

近年の利用者数は3人～4人となっています。

市内事業所数…5事業所

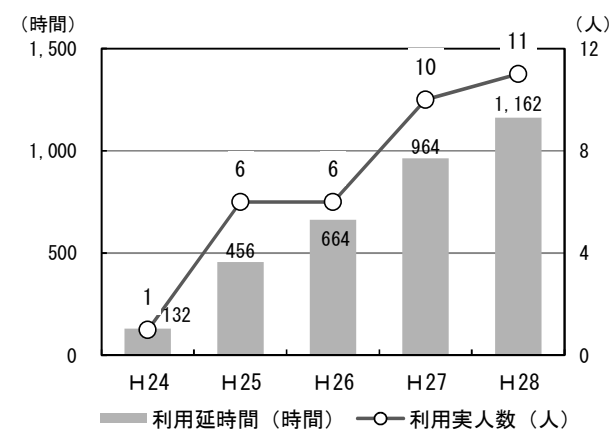


③同行援護

「同行援護」は視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者に、移動に必要な情報を提供し、必要な介護等の支援を行うサービスです。

利用者数は、近年大きく増加しています。

市内事業所数…3事業所

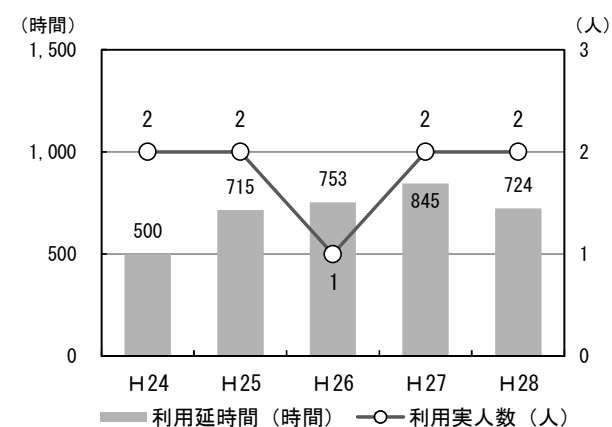


④行動援護

「行動援護」は自己判断能力が制限されている知的障がい者や精神障がい者の外出の際に危険を回避するための支援を行うサービスです。

近年の利用者数は1人～2人となっており、1人あたりの平均利用時間はやや増加傾向にあります。

市内事業所数…1事業所



⑤重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、ALS患者（全身の筋力がなくなる難病）等のように非常に重度の障がい者に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

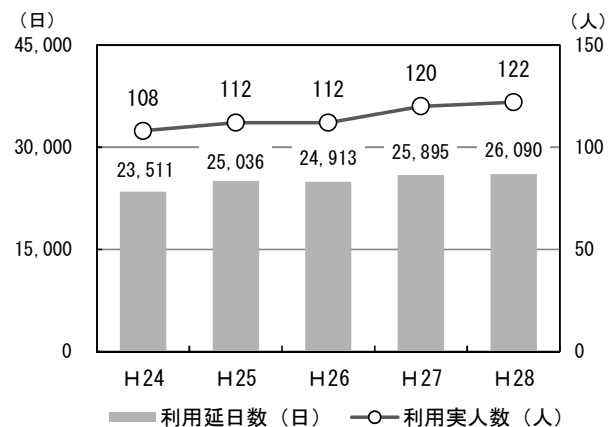
本市では、平成24年度から平成28年度までの5年間にサービスを利用した人はおらず、事業所もありません。

⑥生活介護

「生活介護」は重度の障がい者が、日中、施設において生活の支援や身体介護を受けるものです。在宅の方が通所として利用する場合と施設入所の方が入所中の日中支援として利用する場合があります。

近年の利用者数は増減があるものの、概ね増加傾向にあります。

市内事業所数…3事業所

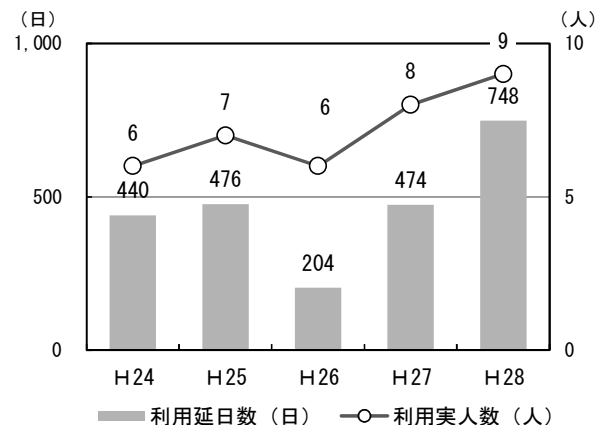


⑦自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「自立訓練」は、自立した日常生活または社会生活ができるよう、機能訓練や生活訓練を行います。

機能訓練、生活訓練を合わせて、利用者数は増加傾向にあります。

市内事業所数…0事業所

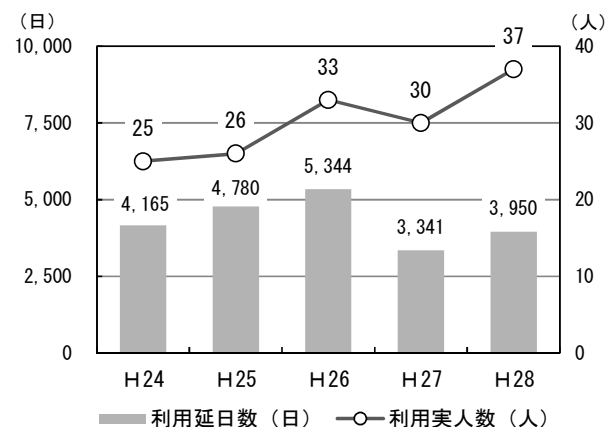


⑧就労移行支援

「就労移行支援」は障がい者が一般の企業に就職し、働き続けることができるように、訓練や支援を行います。

近年の利用者数は増加傾向にありますが、利用日数は減少しており、1人あたりの利用日数が減っています。

市内事業所数…1事業所

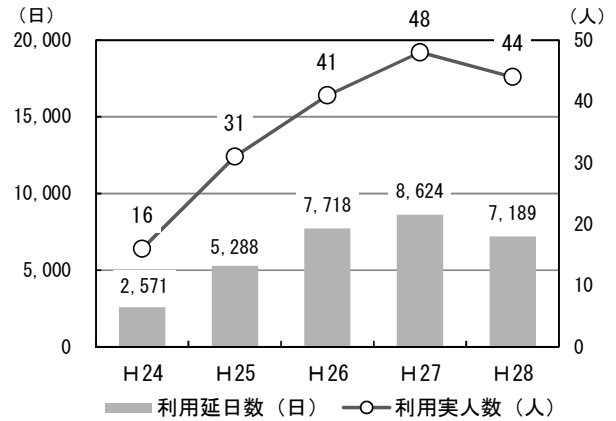


⑨就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は一般企業での就労が困難な人のうち、適切な支援があれば雇用契約等に基づく就労が可能な人を対象に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

近年の利用者数は平成 27 年度まで大きく増加しましたが、平成 28 年度にやや減少しています。

市内事業所数… 2 事業所

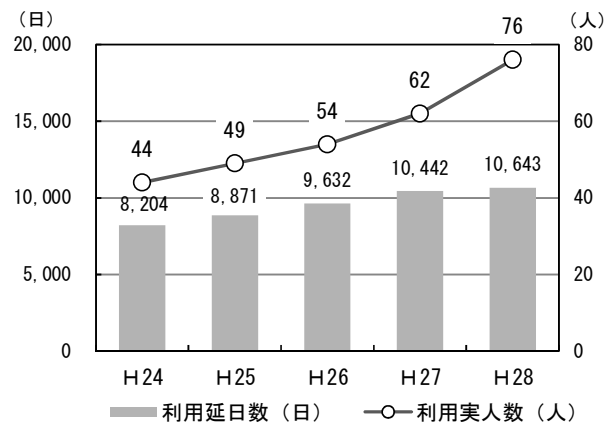


⑩就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は通常の事業所に雇用されることが困難な人に、活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

近年は利用者数、利用日数ともに継続して増加傾向となっています。

市内事業所数… 6 事業所

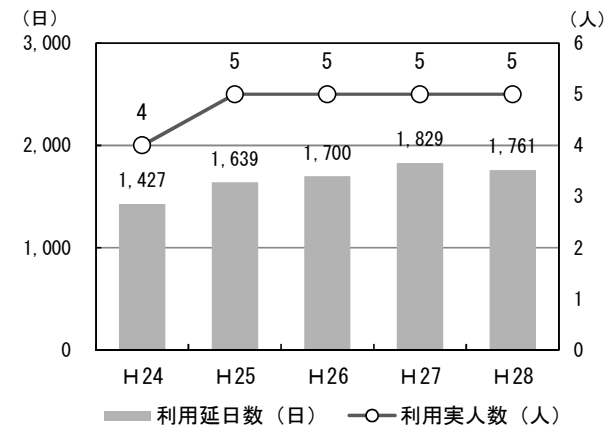


⑪療養介護

「療養介護」は医療的と介護を常時必要とする障がい者に、療養病床での長期入院により、機能訓練や療養上の管理、介護を行います。

近年の利用者数はほぼ横ばいとなっており、大きな変動はありません。

市内事業所数… 0 事業所

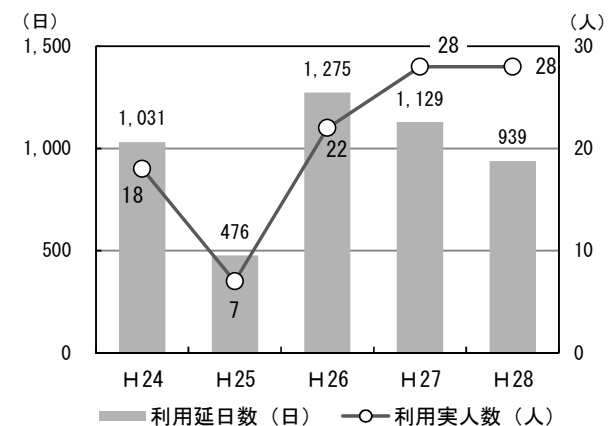


⑫短期入所

「短期入所」は宿泊を伴って短期間、施設で障がい者を預かり支援します。

近年の利用者数は平成 26 年度以降 20 人～30 人で推移しています。

市内事業所数… 6 事業所

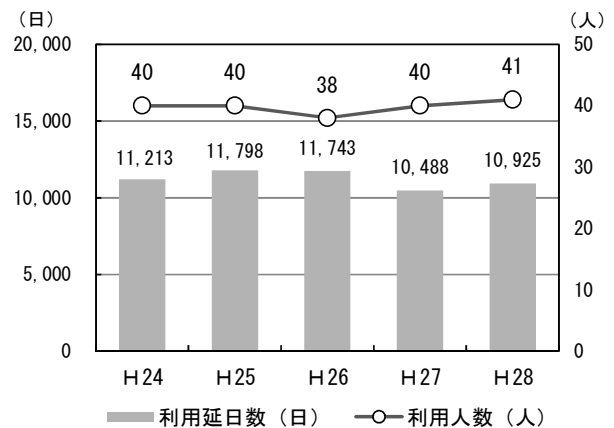


⑬共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助」は障がい者が共同生活を送る住居で、主として夜間において相談や介護などの必要な日常生活上の援助を受けます。

近年の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

市内事業所数… 4 事業所

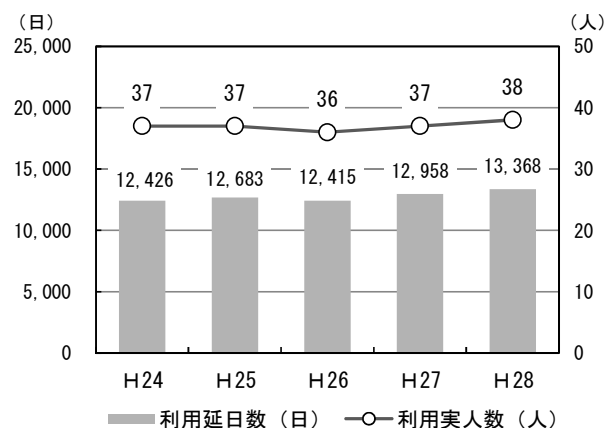


⑭施設入所支援

「施設入所支援」は施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

近年の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

市内事業所数… 1 事業所

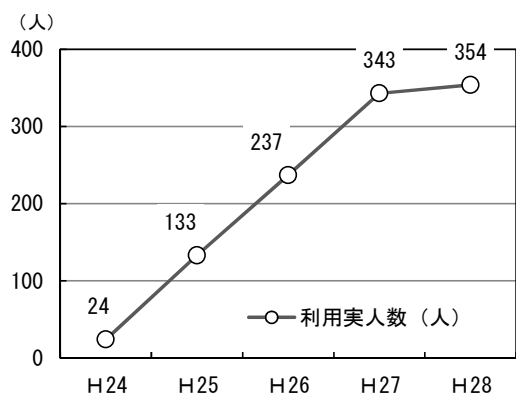


⑮計画相談支援

「計画相談支援」は、サービス利用にあたって、利用するサービスの種類や内容に関する「サービス等利用計画」の作成を行います。平成 24 年 4 月から支給決定プロセスの見直しにより、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することになりました。

利用者数は増加傾向にあります。

市内事業所数… 6 事業所



⑯地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援を行います。地域定着支援は、単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援を行います。

どちらのサービスも、本市における利用者はありません。

市内事業所数…各 1 事業所

(8) 児童福祉サービスの状況

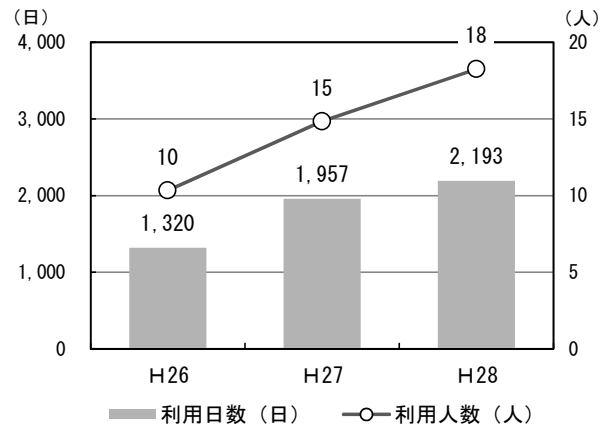
本市における障がいのある児童を対象としたサービスの利用状況は、次のようになっています。
(事業所数は平成 29 年 8 月時点のものです。)

① 児童発達支援

「児童発達支援」は障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行うものです。

近年は、利用者数、利用日数ともに継続して増加傾向にあります。

市内事業所数… 2 事業所



② 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

利用者数は、平成 26 年度、27 年度は 1 人、平成 28 年度の利用はありません。

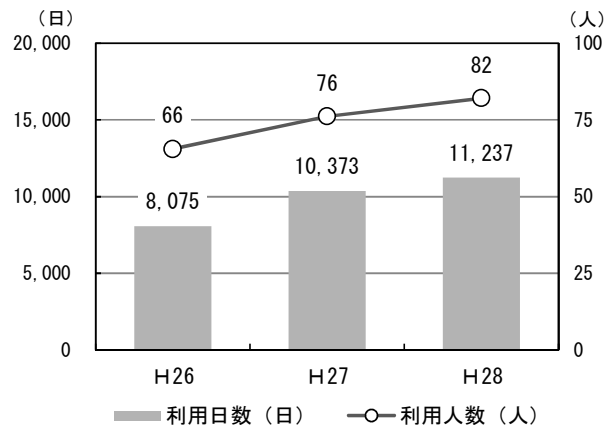
市内事業所数… 0 事業所

③ 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行うものです。

近年の利用者数は、微増傾向にあります。

市内事業所数… 5 事業所

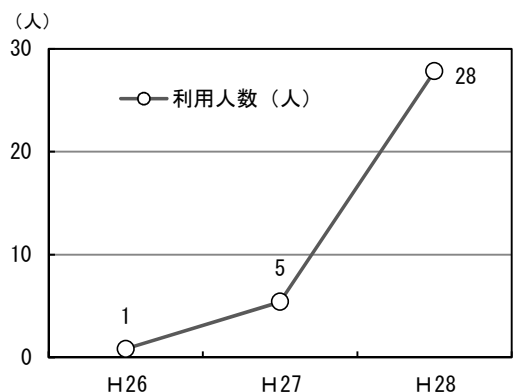


⑤ 障害児相談支援

「障害児相談支援」は障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

近年の利用者数は、増加傾向にあります。

市内事業所数… 3 事業所



(9) 障がい福祉計画の目標の達成状況

「豊明市障害福祉計画（第4期）」では、平成29年度を目標として次の数値目標を設定しました。実績と比較したそれぞれの達成状況は次のとおりです。

①施設入所者の地域生活への移行

項目	第4期計画目標	実績
平成25年度末の施設入所者数	36	
平成29年度末の施設入所者数	34	36 (平成28年度末現在)
削減見込み数	2	0
地域生活移行者数	8	0 ※平成25年度に1人実績あり
		未達成

②福祉施設から一般就労への移行

項目	第4期計画目標	実績
平成24年度の年間一般就労移行者数	5	
平成29年度の年間一般就労移行者数	10	19 (平成28年度)
		達成

③地域生活支援拠点等の整備

項目	第4期計画目標	実績
平成29年度末の整備数	1 豊明市単独	0 (H29.10.1時点)
		未達成

④就労移行支援事業の利用者数と一般就労移行達成割合

項目	第4期計画目標	実績
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	27	
平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	44	11 (H29.4.1時点)
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	50%
		一部達成

(10) アンケートからみる現状と課題

アンケート調査の実施概要及び調査結果の抜粋を掲載予定

(11) 団体・事業所ヒアリングからみる現状と課題

ヒアリング調査の実施概要及び調査結果の抜粋を掲載予定

第3章 計画の基本事項

(1) 基本理念（案）

本市では、「第2次豊明市障害者福祉計画」において基本理念として『誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして』を掲げ、障がい福祉施策を推進してきました。

次の事務局案をもとに検討後、掲載

【現行継承】

案1 誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして

【考え方】 「第2次豊明市障害者福祉計画」で掲げていた基本理念です。考え方をそのまま継承する案です。

【変更案】

案2 共に生きる しあわせのまち とよあけ

案3 誰もがいきいきと暮らす しあわせのまち とよあけをめざして

【考え方】 総合計画の基本理念である「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」の言葉を引用し、まち全体としての方針の統一感を図ります。「共生社会」のキーワードを盛り込む観点から、「みんなでつなぐ」部分を「共に生きる」とした案と、第2次計画の「誰もがいきいきと暮らす」を継承する案としました。

(2) 基本目標 (案)

- 基本目標 1 「共生社会」実現に向けた意識づくり
- 基本目標 2 地域における生活支援・生活環境づくり
- 基本目標 3 健やかに暮らせる保健・医療の充実
- 基本目標 4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実
- 基本目標 5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進
- 基本目標 6 安全・安心な暮らしの確保

(3) 障害者計画の施策体系 (案)

基本目標		施策	
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	1	子どもに対する教育・啓発の実施
		2	多様な障がいや特性への理解促進
		3	地域における交流・共生の促進
		4	合理的配慮の提供促進
		5	サービス利用のための支援の充実
2	地域における生活支援・生活環境づくり	6	障がい福祉サービス等の充実
		7	相談体制の充実
		8	総合的なサービス提供体制の整備
3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	9	心の健康づくりの推進
		10	障がいのある人の健康管理への支援
		11	医療にかかる経済支援の実施
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	12	障がいの早期発見・早期療育への支援
		13	小中学校における特別支援教育の実施
		14	障がい児への児童福祉サービスの充実
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	15	就労支援の充実
		16	日中の居場所づくりへの支援
		17	移動に関する支援の充実
6	安全・安心な暮らしの確保	18	障害者の権利を守る仕組みづくり
		19	防災・災害時対策の充実・強化

第 4 章 障害者基本計画

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

基本目標ごとに取組の方向性を掲載予定

第5章 障害福祉計画

(1) サービス提供体制の整備に向けての基本的な方針

国の基本方針等を踏まえて、第5期におけるサービス提供にあたっての方針を掲載予定

(3) 障害福祉サービス等の見込量

サービスごとに、平成30(2018)年度～平成32(2020)年度までの必要量及び確保方策について掲載予定

(4) 地域生活支援事業の見込量

事業ごとに、平成30(2018)年度～平成32(2020)年度までの必要量及び確保方策について掲載予定

第 6 章 障害児福祉計画

(1) サービス提供体制の整備に向けての基本的な方針

国の基本方針等を踏まえて、児童福祉サービス提供にあたっての方針を掲載予定

(2) 児童福祉サービス等の見込量

サービスごとに、平成 30（2018）年度～平成 32（2020）年度までの必要量及び確保方策について掲載予定

第 7 章 数値目標

(1) 数値目標

①施設入所者の地域生活移行者数

ア 施設入所者の地域生活移行者数

【国指針】 平成 32 年度末時点で平成 28 年度末の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

イ 施設入所者数の削減

【国指針】 平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 %以上削減することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

②地域生活支援拠点等の整備

【国指針】 平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

③ 施設入所者数の削減

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

【国指針】 平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

イ 就労移行支援の利用者数に関する目標

【国指針】 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。※（サービス等利用計画案を踏まえてアセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断されたもの）

ウ 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標

【国指針】 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。

エ 就労定着支援による職場定着率に関する目標【新規項目】

【国指針】 各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

④ 障害児支援の提供体制の整備等

ア 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築【新規項目】

【国指針】 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

イ 医療的ニーズへの対応【新規項目】

【国指針】 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを確保することを基本とする。

それぞれに豊明市の目標数値と達成の考え方を記載します。

第 8 章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

(2) 計画の進捗管理の手法

資料編

(1) 策定の経過

(2) 検討組織（名簿・要綱など）